

浜松市上下水道部管理規程第2号

浜松市上下水道部専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 奥家 章夫

浜松市上下水道部専決規程の一部を改正する規程

浜松市上下水道部専決規程（平成19年浜松市上下水道部管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(代決等) 第6条 次の表の左欄に掲げる決裁者が不在の場合は、第1次代決者が代決することができる。この場合において、当該代決者が不在のとき又は当該代決者を置かないときは、第2次代決者が代決することができる。			(代決等) 第6条 次の表の左欄に掲げる決裁者が不在の場合は、第1次代決者が代決することができる。この場合において、当該代決者が不在のとき又は当該代決者を置かないときは、第2次代決者が代決することができる。		
決裁者	第1次代決者	第2次代決者	決裁者	第1次代決者	第2次代決者
管理者	次長のうち管理者があらかじめ指名する者		管理者	参与	
次長	(略)		参与	次長	主管の課長等
(略)			次長	(略)	
(略)			(略)		
備考 1 特定の事務に関し管理者が必要があると認める場合における、管理者の項に係る第1次代決者については、同項中「 <u>次長</u> 」とあるのは、「 <u>参与</u> 」とする。 2 (略)			備考 1 特定の事務に関し管理者が必要があると認める場合における、管理者の項に係る第1次代決者については、同項中「 <u>参与</u> 」とあるのは、「 <u>次長</u> 」とする。 2 (略)		
2 (略)			2 (略)		

(専決できない事項)

第9条 次長、課長等、課長補佐、室長及びグループ長の専決できない事項は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(31) (略)

(次長等専決事項)

第10条 次長、課長等、課長補佐、室長及びグループ長の専決できる事項は、おおむね別表のとおりとする。

2・3 (略)

4 参与は、浜松市専決規程(昭和41年浜松市訓令甲第16号)別表の2の(1)の表財務部の項の部長等の専決できる事項のうち、管理者が別に定めるものについて、専決することができる。

5 (略)

別表(第10条関係)

1 共通専決事項

(1)・(2) (略)

(3) 財務に関する事項

区分	事項	専決者	
		課長等	課長補佐
収入に関する こと	収入金の調定	○	
	納入の通知及び納付書の発行	○	
	納期限変更、徴収猶予、換価の猶予及び繰上徴収	○	
	督促及び催告	○	
	収入金(延滞金を除く。)の減免	基準 の 定 め が あ る も の で か つ 100 万 円 未 満	

(専決できない事項)

第9条 参与、次長、課長等、課長補佐、室長及びグループ長の専決できない事項は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(31) (略)

(参与等専決事項)

第10条 参与、次長、課長等、課長補佐、室長及びグループ長の専決できる事項は、おおむね別表のとおりとする。

2・3 (略)

4 (略)

別表(第10条関係)

1 共通専決事項

(1)・(2) (略)

(3) 財務に関する事項

区分	事項	専決者		
		参与	課長等	課長補佐
収入に関する こと	収入金の調定		○	
	納入の通知及び納付書の発行		○	
	納期限変更、徴収猶予、換価の猶予及び繰上徴収		○	
	督促及び催告		○	
	収入金(延滞金を除く。)の減免		基準 の 定 め が あ る も の で か つ 100 万 円 未 満	

			の も の	
	延滞金の減免		基 準 定 め が あ る の か 10 万 円 未 満 の	
	徴収金の債権の申出、 交付要求及び配当		○	
	滞納処分		一 般 的 な も の	
	徴収停止及び執行停止		○	
支出 に 関 す る こ と	執 行 の 決 定	報酬	○	
		賞与引当金繰入額	○	
		旅費	○	
		被服費	10 万 10 円 以 万 上 500 円 万 円 未 未 満 満	
		備用品費	10 万 10 円 以 万 上 500 円 万 円 未 未 満 満	
		燃料費	10 万 10 円 以 万 上 500 円 万 円 未 未 満 満	
		光熱水費		○
		印刷製本費	10 万 10 円 以 万 上 500 円 万 円 未 未 満 満	
		通信運搬費（郵便切 手及び郵便葉書の購 入を除く。）		○
		通信運搬費（郵便切 手及び郵便葉書の購 入に限る。）	500 万 円 未 満	
委 託 料	工事に係る設 計、測量及び 地質調査並び に工事監理	2,000 万 円 未 満		

			の も の	
	延滞金の減免		基 準 定 め が あ る の か 10 万 円 未 満 の	
	徴収金の債権の申出、 交付要求及び配当		○	
	滞納処分		一 般 的 な も の	
	徴収停止及び執行停止		○	
支出 に 関 す る こ と	執 行 の 決 定	報酬	○	
		賞与引当金繰入額	○	
		旅費	○	
		被服費	10 万 10 円 以 万 上 500 円 万 円 未 未 満 満	
		備用品費	10 万 10 円 以 万 上 500 円 万 円 未 未 満 満	
		燃料費	10 万 10 円 以 万 上 500 円 万 円 未 未 満 満	
		光熱水費		○
		印刷製本費	10 万 10 円 以 万 上 500 円 万 円 未 未 満 満	
		通信運搬費（郵便切 手及び郵便葉書の購 入を除く。）		○
		通信運搬費（郵便切 手及び郵便葉書の購 入に限る。）	500 万 円 未 満	
委 託 料	工事に係る設 計、測量及び 地質調査並び に工事監理	2,000 万 円 未 満		

	その他		1,000 万 円 未 満	
手数料			10 万 円 以 上 500 万 円 未 満	10 万 円 未 満
使 用 料 及 び 賃 借 料	下水道使用料			○
	土地及び建物		10 万 円 以 上 1,000 万 円 未 満	10 万 円 未 満
	そ の 他	競争性 のある もの	1,000 万 円 未 満	
		競争性 のない もの	10 万 円 以 上 300 万 円 未 満	10 万 円 未 満
修 繕 費	車両、工具器 具及び備品		10 万 円 以 上 300 万 円 未 満	10 万 円 未 満
	その他		5,000 万 円 未 満	
工事請負費			5,000 万 円 未 満	
路面復旧費			5,000 万 円 未 満	
材料費			10 万 円 以 上 500 万 円 未 満	10 万 円 未 満
補 償 金	補償金		2,000 万 円 未 満	

					万 円 未 満
	その他			1,000 万 円 未 満	
手数料				10 万 円 以 上 500 万 円 未 満	10 万 円 未 満
使 用 料 及 び 賃 借 料	下水道使用料				○
	土地及び建物			10 万 円 以 上 1,000 万 円 未 満	10 万 円 未 満
	そ の 他	競争性 のある もの		1,000 万 円 未 満	
		競争性 のない もの		10 万 円 以 上 300 万 円 未 満	10 万 円 未 満
修 繕 費	車両、工具器 具及び備品			10 万 円 以 上 300 万 円 未 満	10 万 円 未 満
	その他			5,000 万 円 未 満	
工事請負費				5,000 万 円 以 上 1 億 5,000 万 円 未 満	
路面復旧費				5,000 万 円 以 上 1 億 5,000 万 円 未 満	
材料				10 万 円 以 上 500 万 円 未 満	10 万 円 未 満
補 償 金	補償金			2,000 万 円 未 満	

	その他	300万 円未 満	
動力費		○	
薬品費		10万 円以 上500 万円未 満	10万 円未 満
交際費		300万 円未 満	
研修費		○	
諸謝金		○	
食糧費		○	
厚生福利費		○	
負担金、 補助 及び 交付 金	法令に定め あるもの	○	
	上下水道部の 定めた基準に よるもの	2,000 万円未 満	
	その他	10万 円以 上 2,000 万円未 満	10万 円未 満
補給金		2,000 万円未 満	
報償 費	受益者負担金 の前納報奨金	○	
	その他	10万 円以 上500 万円未 満	10万 円未 満
受水費		2,000 万円未 満	
貸倒引当金繰入額		○	
保険料		10万 円以 上500 万円未 満	10万 円未 満
雑支出		○	
有形固定資産減価 却費		○	
無形固定資産減価 却費		○	
固定除却損		○	

	その他	300万 円未 満	
動力費		○	
薬品費		10万 円以 上500 万円未 満	10万 円未 満
交際費		300万 円未 満	
研修費		○	
諸謝金		○	
食糧費		○	
厚生福利費		○	
負担金、 補助 及び 交付 金	法令に定め あるもの	○	
	上下水道部の 定めた基準に よるもの	2,000 万円未 満	
	その他	10万 円以 上 2,000 万円未 満	10万 円未 満
補給金		2,000 万円未 満	
報償 費	受益者負担金 の前納報奨金	○	
	その他	10万 円以 上500 万円未 満	10万 円未 満
受水費		2,000 万円未 満	
貸倒引当金繰入額		○	
保険料		10万 円以 上500 万円未 満	10万 円未 満
雑支出		○	
有形固定資産減価 却費		○	
無形固定資産減価 却費		○	
固定除却損		○	

資 産 除 却 費	撤去工事費	5,000 万 円 未 満		
	たな卸資産減耗費	○		
	材料売却原価	○		
	企業債利息	○		
	借入金利息	○		
	消費税及び地方消費税	○		
	その他雑支出	300 万 円 未 満		
	過年度損益修正損 (過年度収入に係る ものは除く。)	300 万 円 未 満		
	公 有 財 産 の 購 入	土地購入費	4,000 万 円 未 満	
		その他	500 万 円 未 満	
	メーター購入費	10 万 円 以 上 500 万 円 未 満	10 万 円 以 上 500 万 円 未 満	
	備品費	10 万 円 以 上 500 万 円 未 満	10 万 円 以 上 500 万 円 未 満	
	企業債償還金	○		
	貯蔵品購入限度額	10 万 円 以 上 500 万 円 未 満	10 万 円 以 上 500 万 円 未 満	
契 約 及 び 支 出 負 担 行 為	執行の決定を兼ねるもの	支出負担行為額を執行の決定の項の該当する事項に適用		
	その 他	執行の決定の項において専決者が課長補佐であるもの	○	
	その他	○		

資 産 除 却 費	撤去工事費	5,000 万 円 以 上 1 億 5,000 万 円 未 満	5,000 万 円 未 満	
	たな卸資産減耗費		○	
	材料売却原価		○	
	企業債利息		○	
	借入金利息		○	
	消費税及び地方消費税		○	
	その他雑支出		300 万 円 未 満	
	過年度損益修正損 (過年度収入に係る ものは除く。)		300 万 円 未 満	
	公 有 財 産 の 購 入	土地購入費	4,000 万 円 未 満	
		その他	500 万 円 未 満	
	メーター購入費		10 万 円 以 上 500 万 円 未 満	10 万 円 以 上 500 万 円 未 満
	備品費		10 万 円 以 上 500 万 円 未 満	10 万 円 以 上 500 万 円 未 満
	企業債償還金		○	
	貯蔵品購入限度額		10 万 円 以 上 500 万 円 未 満	10 万 円 以 上 500 万 円 未 満
契 約 及 び 支 出 負 担 行 為	執行の決定を兼ねるもの	支出負担行為額を執行の決定の項の該当する事項に適用		
	その 他	執行の決定の項において専決者が課長補佐であるもの	○	
	その他		○	

その他	契約方法等の決定	設計額等を支出に 関するこの項執行 の決定の項の該当 する事項に適用	
入札 参加 者等 の決 定	一般競争入札	○	
	その他	設計額等を支出に 関するこの項執行 の決定の項の該当 する事項に適用	
予定価格の決定		2,000 万円 未満	
予定価格を超過の場 合の再入札及び随意 契約締結		○	
契約保証金の免除		基 準 の 定 め が あ る も の	
変更契約		変更後の契約額を 支出に關すること の項の該当する事 項に適用 (減額の場合は当 該変更前の決裁 者)	
単価契約		予定額を支出に 關することの項の 該当する事項に 適用	
過誤納金の還付及び 過誤払金の戻入		○	
支 出 命 令	支出に關する この項執行の決定 の項において専決 者が課長補佐で		○

その他	契約方法等の決定	設計額等を支出に 關することの項執行 の決定の項の該当 する事項に適用	
入札 参加 者等 の決 定	一般競争入札	○	
	その他	設計額等を支出に 關することの項執行 の決定の項の該当 する事項に適用	
予定価格の決定			2,000 万円 未満
予定価格を超過の場 合の再入札及び随意 契約締結			○
契約保証金の免除			基 準 の 定 め が あ る も の
変更契約		変更後の契約額を 支出に關すること の項の該当する事 項に適用 (減額の場合は当 該変更前の決裁 者)	
単価契約		予定額を支出に 關することの項の 該当する事項に 適用	
過誤納金の還付及び 過誤払金の戻入			○
支 出 命 令	支出に關する この項執行の決定 の項において専決 者が課長補佐で		○

		あるもの		
		その他	○	
振替通知		10万円以上	10万円未満	
収入金更正		○		
支出更正		10万円以上	10万円未満	
公金振替		○		
資金前渡、概算払及び前金払		○		
預り金の受入れ		○		
預り金の払出し		10万円以上	10万円未満	
国又は県の補助金、交付金、負担金等	交付申請（変更を含む）及び実績報告	○		
	義務的なもの その他	軽易は例外的なもの		
	請求	○		
負担条件を伴わない寄附の受入れ		200万円未満		
不動産の無償借受け		新規以外のも		
動産の無償借受け		○		
公有財産の売却、譲与及び交換	土地	4,000万円未満		
	その他	500万円未満		
公有財産の貸付		1,000万円未満		
物品の売却、譲与及び交換		500万円未満		

		あるもの		
		その他	○	
振替通知		10万円以上	10万円未満	
収入金更正		○		
支出更正		10万円以上	10万円未満	
公金振替		○		
資金前渡、概算払及び前金払		○		
預り金の受入れ		○		
預り金の払出し		10万円以上	10万円未満	
国又は県の補助金、交付金、負担金等	交付申請（変更を含む）及び実績報告	○		
	義務的なもの その他	軽易は例外的なもの		
	請求	○		
負担条件を伴わない寄附の受入れ		200万円未満		
不動産の無償借受け		新規以外のも		
動産の無償借受け		○		
公有財産の売却、譲与及び交換	土地	4,000万円未満		
	その他	500万円未満		
公有財産の貸付		1,000万円未満		
物品の売却、譲与及び交換		500万円未満		

物品の貸付		1,000 万 円 未 満	
検 収 又 は 検 査	物 品	食糧費 及び 郵便料 (郵便 切手及 び郵便 葉書の 購入に 限る。)	○
		その他	10 万 円 以 上
工事及び業務 委託		○	
そ の 他	支 出 に 関 す る こ の 項 の 決 定 の 項 に お い て 専 決 者 が 課 長 で あ る も の		○
		その他	○

物品の貸付		1,000 万 円 未 満	
検 収 又 は 検 査	物 品	食糧費 及び 郵便料 (郵便 切手及 び郵便 葉書の 購入に 限る。)	○
		その他	10 万 円 以 上
工事及び業務 委託		○	
そ の 他	支 出 に 関 す る こ の 項 の 決 定 の 項 に お い て 専 決 者 が 課 長 で あ る も の		○
		その他	○

2 個別専決事項

(1) 上下水道総務課、お客さまサービス課及び上下水道課に係る事項

区分	事項	専決者	
		課長	
上 下 水 道 総 務 課	職務専念の義務の免除の承認及び当該承認に係る給与の減額有無の決定	○	
	育児休業、介護休暇等の承認	○	
	職員の研修	○	
	定例の給与及び報酬の支給	○	
	職員に係る児童手当の支給	○	
	法定福利費の支	○	

2 個別専決事項

(1) 上下水道総務課、お客さまサービス課及び上下水道課に係る事項

区分	事項	専決者	
		参 与	課長
上 下 水 道 総 務 課	職務専念の義務の免除の承認及び当該承認に係る給与の減額有無の決定		○
	育児休業、介護休暇等の承認		○
	職員の研修		○
	定例の給与及び報酬の支給		○
	職員に係る児童手当の支給		○
	法定福利費の支		○

払			
退職手当等の支給及び退職手当引当金の取崩			○
旅費の支給調整			○
労災保険及び雇用保険への加入			○
契約方法、入札参加者等の決定及び契約締結	物品の購入	2,000万円未満	
	物品の修繕	1,000万円未満	
	工事	1億円未満	
	工事に係る設計、測量及び地質調査並びに工事監理	3,000万円未満	
工事に係る予定価格の決定		1億円未満	
工事関連委託業務に係る予定価格の決定		3,000万円未満	
工事及び工事関連委託業務に係る前金払及び部分払の決定			○
工事の完成検査報告		1億円未満	
お客サービス課	使用水量の認定		○
上下水道課	契約方法、入札参加者等の決定及び契約締結		
	物品の購入	2,000万円未満	
	物品の修繕	1,000万円未満	
	工事	1億円未満	
上下水道課	工事に係る設計、測量及び地質調査並びに工事監理	3,000万円未満	
	工事に係る予定	1億円未	

払			
退職手当等の支給及び退職手当引当金の取崩			○
旅費の支給調整			○
労災保険及び雇用保険への加入			○
契約方法、入札参加者等の決定及び契約締結	物品の購入		2,000万円未満
	物品の修繕		1,000万円未満
	工事	1億円以上	1億円未満
	工事に係る設計、測量及び地質調査並びに工事監理	3,000万円以上	3,000万円未満
工事に係る予定価格の決定		1億円以上	1億円未満
工事関連委託業務に係る予定価格の決定		3,000万円以上	3,000万円未満
工事及び工事関連委託業務に係る前金払及び部分払の決定			○
工事の完成検査報告		1億円以上	1億円未満
お客サービス課	使用水量の認定		○
上下水道課	契約方法、入札参加者等の決定及び契約締結		
	物品の購入		2,000万円未満
	物品の修繕		1,000万円未満
	工事	1億円以上	1億円未満
上下水道課	工事に係る設計、測量及び地質調査並びに工事監理	3,000万円以上	3,000万円未満
	工事に係る予定	1億円以	1億円未

価格の決定	満	価格の決定	<u>上</u>	満
工事関連委託業務に係る予定価格の決定	3,000 万円未満	工事関連委託業務に係る予定価格の決定	<u>3,000 万円以上</u>	3,000 万円未満
工事及び工事関連委託業務に係る前金払及び部分払の決定	○	工事及び工事関連委託業務に係る前金払及び部分払の決定		○
工事の完成検査報告	1 億円未満	工事の完成検査報告	<u>1 億円以上</u>	1 億円未満
(2) (略)		(2) (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(あらし)

この規程は、上下水道部の参与について、代決及び専決事項の規定の整理を行うものです。